6 農 政 第 1 9 6 6 号 令 和 7 年 1 月 3 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市		
	(402036)		
地域名 (地域内農業集落名)	善導寺地域		
	(勿]体島、飯田、町、与田、木塚、津遊、高畑、古北、島)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 6年 12月 26日	
励識の相米を取り	まとめた平月日	(第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

善導寺地域は、集落営農法人と認定農業者を中心に米、麦、WCS、飼料作物などの土地利用型農業と野菜栽培を行っている。地域内に若手農業者は一定いるものの、収益性の観点から米麦の耕作者や後継者は不足しがちの状況である。また、賃金コストが上昇する中で作業者の確保も難しい状況もある。なお、地域農業の耕作者は548名(平均年齢71歳)である。

地域の農地の多くは昭和48年~57年にかけ圃場整備を実施しており、東西にわたりほぼ平坦である一方、地域内のエリアによって水系が異なるなどの状況がみられる。また、大規模化に向けて畦畔除去を検討しているが、土畔とコンクリート畔が混在しており、コンクリート畔撤去の場合、費用面での負担が大きいなど課題もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業は、現状と同様、米、麦等の土地利用型農業と野菜栽培が中心と想定しているが、担い手となる耕作者や後継者が減少することが懸念されており、少ない人数でいかに効率的な農業生産を行っていくかが重要となってくる。そのためには、補助金等を活用し、畦畔除去による大規模化や防除用のドローンなどスマート農業の導入による作業効率化、人件費削減などの取組を進めていく必要がある。

また、地域農業に新規耕作者や若手農業者を呼び込むために、地域の農地情報を提供できるような仕組みを検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		239.4 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	239.4 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等の間にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	集落営農法人や認定農業者、若手農業者を中心に集積・集約を検討し、効率性を高めていく。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	大規模化に向けた畦畔除去について、所有者間の合意やコンクリート畔除去のコスト面を踏まえながら検討していく。				
 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	農地の情報を若手農業者や新規就農希望者に共有できるような仕組みを検討していく。また、市や県、JAな				
	どの研修を活用していく。				
	(5) 典業协同組入策の典業士授具、ビス東業老等。の典析業系式の活用士科				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	財作者や作業者不足の現状から、農業支援サービスの情報を収集し、活用を検討する。 				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	□ ① 鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ 6燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	①カラスによるビニール資材の破損、そのほか、タヌキ、キツネ、アライグマによる被害があるため、対策に				
	取り組む。				
	③地域内にある泥濘んだ粘土質の田が多いエリアの活用等について検討する必要がある。				